

平成19年度の決算に基づく財政健全化判断比率等について

平成19年度の決算に基づく市財政の健全度を計る比率を算定しましたのでお知らせします。

この比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）」に基づき全国の地方公共団体が統一的な方法により算定するもので、比率ごとに基準が定められており、これらの基準を超えると「財政健全化計画」を定めて計画的に財政の健全化を図ることなどの措置が必要となります。

1 和歌山市における健全化判断比率等の状況（平成19年度決算）

（1）健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	17.60	12.7	211.0
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[40.00]	[35.0]	

備考（）内は早期健全化基準、〔〕内は財政再生基準です。

実質赤字比率は黒字であるため「—」で表示しています。

（2）資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉処理場事業特別会計	579.2	20.0
卸売市場事業特別会計	—	
土地造成事業特別会計	11.9	
下水道事業特別会計	258.9	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	

和歌山市における連結実質赤字比率は17.60%で、財政再生基準には達しないものの早期健全化基準を1.35%超えています。地方財政健全化法が本格的に適用されます平成20年度決算において改善できなければ「財政健全化団体」となり、「財政健全化計画」を定めて自主的に財政の健全化を図っていくことが義務付けられます。

また、資金不足比率については、食肉処理場事業特別会計及び下水道事業特別会計において経営健全化基準を超えており、「経営健全化計画」を定めて健全化を図っていかねばなりません。

2 健全化判断比率等について

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

※ 標準財政規模とは、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（税などの用途の特定されていない財源）の規模をいいます。

(2) 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額（または資金不足額）を通算した額の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）等の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

以上が健全化判断比率ですが、公営企業は次の指標により健全度が判断されます。

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

3 早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準について

(1) 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかがこの基準を超えた場合、財政健全化団体となって財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化に取り組みます。例えば「イエローカード」ということになります。

(2) 財政再生基準

健全化判断比率（将来負担比率を除く。）のいずれかがこの基準を超えた場合、財政再生団体となって財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組みます。国の厳しい管理のもと、税率や使用料等の引上げ、学校などの公共施設の統廃合、人件費の削減などが行われ、市民サービスに大きな影響が出ます。夕張市が指定されました「赤字再建団体」がこれに相当します。例えば「レッドカード」ということになります。

(3) 経営健全化基準

資金不足比率がこの基準を超えた場合、超えた公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により経営健全化に取り組みます。